

第百回 参議院行政改革に関する特別委員会会議録第四号

昭和五十八年十一月二十四日(木曜日)
午前十時三十二分開会

委員の異動
十一月二十二日

辞任

稲山 篤君
久保 亘君
上田耕一郎君

補欠選任

稲村 稔夫君
久保田真田君
近藤 忠孝君

十一月二十四日

辞任

吉村 真事君
志苦 裕君

補欠選任

鈴木 省吾君
梶原 敬義君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

田中 正巳君

岩崎 純三君
長田 裕二君
上條 勝久君
成相 善十君
佐藤 三吾君
矢田部 理君
中野 明君
神谷信之助君
伊藤 郁男君

委員

岡部 三郎君
梶原 清君
工藤万砂美君
佐々木 満君
鈴木 省吾君
関口 恵造君
竹内 潔君

国務大臣

国務大臣
(総理府総務長)

国務大臣
(行政管理局長)

内閣審議官

臨時行政改革推進委員会事務局次長

行政管理局長

官房審議官

官房審議官

行政管理局長

行政管理局長

行政管理局長

行政管理局長

行政管理局長

行政管理局長

行政管理局長

行政管理局長

行政管理局長

行政管理局長

行政管理局長

行政管理局長

行政管理局長

行政管理局長

竹山 裕君
藤井 孝男君
降矢 敬義君
宮澤 弘君
宮島 澁君
柳川 覺治君
稲村 稔夫君
梶原 敬義君
久保田真田君
菅野 久光君
飯田 忠雄君
和田 教美君
青木 茂君
野末 陳平君

丹羽 兵助君

齋藤 邦吉君

手塚 康夫君
百崎 英君

佐々木晴夫君

竹村 晨君

古橋源六郎君

門田 英郎君

中 庄二君

林 利雄君

林 利雄君

林 利雄君

林 利雄君

林 利雄君

林 利雄君

林 利雄君

林 利雄君

林 利雄君

林 利雄君

林 利雄君

林 利雄君

林 利雄君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○国家行政組織法の一部を改正する法律案(第九十八回国会内閣提出、第百回国会衆議院送付)

○国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○総務庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○総理府設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○総務庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(田中正巳君) ただいまから行政改革に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

去る二十二日、稲山篤君、久保亘君及び上田耕一郎君が委員を辞任され、その補欠として稲村稔夫君、久保田真田君及び近藤忠孝君が選任されました。

また、本日、志苦裕君及び吉村真事君が委員を辞任され、その補欠として梶原敬義君及び鈴木省吾君が選任されました。

○委員(田中正巳君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として元臨時行政調査会会長、現臨時行政改革推進審議会会長土光敏夫君及び元臨時行政調査会委員、現臨時行政改革推進審議会委員瀬島龍三君の両君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふる者あり〕

○委員(田中正巳君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

両参考人には御多忙のところ御出席をいただきましてまことにありがとうございます。且下当委員会におきましては、国家行政組織法の一部を改正する法律案外五法案につきまして審査を進めているところであり、本日は、特に参考人の方々から各法案について忌憚のない御意見を述べていただき、今後の審査の参考にいたしたいと存じておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、議事の順序でございますが、初めに土光参考人に御意見を述べいただき、その後、両参考人の御意見を委員からの質疑にお答え願う形で

承ることにいたしたいと存じます。

それでは土光参事人をお願いいたします。土光参事人。

○参事人(土光敏夫君) 臨時行政調査会の会長をいたしておりました。現在は臨時行政改革推進審議会の会長も務めております土光敏夫でございます。

本日は、行政改革特別委員会に出席いたしました。ごあいさつを申し上げ、行政改革につきましての所信を申し述べる機会を与えていただきまして大変ありがたく、厚くお礼を申し上げます。

委員各位におかれましては、臨調の答申によりまして提案された行革関連法案を初め、行政改革の諸問題につきまして、大所高所のお立場から、連日非常に御熱心な御審議をいただいておりますことに對しましては、まことに厚く敬意を表する次第でございます。

今日、行政改革はわが国にとりまして最も大きな課題となっております。わが国はこれまで、すべての国民の一致したゆめぬ努力によりまして、社会的、経済的に目覚ましい発展を遂げてまいりましたのでありまして、世界のGNPの現在約一割を占める経済を持つに至ったのでございます。しかし、近年における内外の諸情勢の大きな変化、とりわけ、わが国の高度成長から安定成長への移行に対する対応が求められて、行政の肥大化が進み、巨額の財政赤字が発生しておりますのが現状でございます。

国民経済における政府の総支出の規模は、ほぼこの十年間におよそ二〇%から三五%と非常に一気に増大してまいっております。このまま放置いたしますれば、行政の肥大化が国民の負担を増大させ、わが国は先進国病、西欧諸国の現在のような状態に陥り、社会経済の活力が失われるとわれわれは考えております。行政改革によりましてこのような事態が到来するのを防止しようとするのが、累次の答申において第一に申し上げたことでございます。

わが国は今後、人口構成の高齢化、資源の制約

などの多くの困難を克服いたしましたして、本当に活力のある福祉社会を建設していく必要があると存じます。また、国際的役割の増大に對應して、国際社会に對して積極的な貢献を果たしていかねばならない状況にあるのであります。

このような新しい時代に対応した国民的、国家的課題に、行政が機動的、弾力的に對應することができるようになるために、臨調をいたしましては、まず増税のない財政再建を基本方針といたしまして、行政の役割や制度、政策を抜本的に見直し、肥大化した行政を徹底的に合理化を行うように提言いたしましたのであります。

さらに、中長期的にも、大きな政府になることは避けなければならぬと思っております。二十一世紀に向けて、人口が非常に高齢化することによりまして、社会保障関係の費用は増大してまいります。それが、国民の負担率を増大してまいります。ヨーロッパの水準よりかなり抑えたものとする必要であるかと存じております。

臨調は、以上の考えを根本理念といたしまして、国、地方を通ずる行政改革の基本的方向と具體的改革の方策を提案いたしましたのであります。累次にわたる答申におきまして、行政施策の改革の基本方向を示すと同時に、省庁組織や三公社の改革、許可、補助金等の整理合理化、その他行政の制度、運営の各般の改革措置を講じていただくようお願いしております。

これらの行政改革案は、委員だけでなく、専門委員や参事など各界、各方面の方々に御参加をいただきまして、二年間にわたり、文字どおり本当に昼夜兼行の作業をいたした結果つくり上げたものでございます。また、その過程におきましては、中央、地方での多くの機会を通じて、広く国民の皆様方からの御意見も十分徴してまいりましたのであります。時間の制約もありまして、広範な行政改革の要請を考えますと、不十分な点があることは免れませんが、その意味におきまして、提起した行革案は今後の行政改革におきまして必要最低限のものであると私は存じております。

す。

私も、この行革案を実行することが、二十一世紀に向けて活力のあるわが国の社会を形成していく確実な第一歩となるということを深く信じております。その早急かつ完全な実現を念願いたしておるのであります。

政府は、第一次答申以来、臨調の答申を最大限に尊重しつつ、行政改革を推進する決意を表明されております。いわゆる行政改革大綱を二次にわたり定められ、答申の実現に向けて努力されているというところは、これをわれわれは高く評価するものであります。しかし、改革課題の多くは今後具体化するべき問題として残されているのであります。答申を提出いたしました私どもも国民の期待からいいますと、政府にはさらに一層の御努力をお願いいたしますと存するのであります。

今国会に上程されたいと存する七件の行革関連法案は、答申事項の一部を実行に移していただくものであります。本格的な行政改革に向けての第一段階としての意義は私は大きいと考えております。国会におかれましては、国権の最高機関たる立場から十分ひとつ御審議をいただきまして、これらの法案に盛り込まれた措置ができるだけ速やかに実施に移されるよう、さらに一段の御尽力を切にお願いいたしますと存じております。

百兆円を超える公債残高を抱え、行財政をめぐる情勢がますます厳しさを迎える中で、昭和五十九年度の予算編成は、行政改革推進上重要な節目になると思われます。一時しのぎのやりくりや工夫に終わることなく、制度の基本にまでさかのぼった改革に着手しなければ、財政再建の目的は立ちません。このため、昭和五十九年度の予算編成において、政府は、増税なき財政再建の基本方針を堅持し、これをゆるがせにするような措置をとることなく、制度、施策の全般にわたる根本的な改革を推進することに最大限の努力を払っていただきますようお願いいたします。

また、次期通常国会には、電電公社、また専売公社の改革など重要な措置が予定されております

が、これらは今後行政改革をリードするものであり、ぜひとも実現していただきたいと考えております。そうして初めて新しい時代を目指す行政改革が軌道に乗り、国鉄の本格的な改革や各種の制度的改革が進展すると思うのであります。

行政改革は、直接的には政府及び国会が担当されるべきものであります。その御努力を切にお願いしてやまないものであります。しかし同時に、国民といたしましては、政府の対応状況に強い関心を持つとともに、自立自助の精神に立脚して積極的な協力をしなければ十分な成果が上がりません。そのために、国民的な運動として行政改革を推進することが新しい時代にあつた行政を実現する道であると思っております。

このため、私は、臨調が解散して以来、各方面、各地方の多くの方々と行政改革の実現について話し合いをいたしてまいっておりますのであります。いまや行政改革を推進する国民の活動は全国的に非常に拡大しつつあります。特に地方において目覚ましく、地方で行政改革推進活動をされておられる方々からは、むしろ中央の行革に対する関心が薄れたのではないかと懸念すらも聞かえてまいる現状でございます。

私は、このような国民の皆様方の声を聞き、また中曽根総理の行政改革にかける決意をも確認いたしまして、老骨ではあります。今回の行革審の会長をお引き受けいたしました。当審議会の役割は、政府の行政改革の実施状況を注視し、その充実強化のために政府に意見を申し上げることです。

政府は、中曽根総理みづから先頭に立って、現下の最重要課題として行政改革の実行に邁進すると表明されております。

私も行革審といたしましては、政府の施策がさらによいものとなるよう調査審議に最善を尽くしてまいりたいと存じております。また、中央地方における国民の皆様方の行革推進活動と連携をとりまして、行政改革が真に二十一世紀に向けた国民的事業となるよう全力を投入してまいりたい

と存しております。

本委員会の委員各位におかれましては、何とぞひとつ切に御支援、御協力をいただきたいというふうにわれわれは強い希望を持っております。どうぞよろしく御願い申し上げます。

これで私のごあいさつは一応終わらしていただきますが、本日は、臨調の委員であり、今回の行革審の委員でもある瀬島委員が出席しております。臨調答申の考え方、行革審の運営等につきましては、御質問をいただきますならば、瀬島委員から私にかかりまして十分適切にお答えいただくことにさせていただきます。どうぞひとつ皆さん方の御協力をお願いすると同時に、よろしく御願い申し上げて終わらせていただきます。(拍手)

○委員長(田中正巳君) ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。
まず、委員会を代表して私から、土光参考人に対して若干の質疑をさせていただきますが、いま土光会長からお話ございましたが、後ほどは瀬島委員がもつばら答弁に当たる由でございますが、特にこの際、土光参考人に若干の点について御答弁を相願いたいと存じます。

第一に、臨時行政調査会は、常日ごろ増税なき財政再建ということをおっしゃっておりますが、その意味は具体的にはいかがなものでございますか。さらには、反面、税調の中期答申においては増税の一部を、たとえば物品税のようなものについて検討する旨の答申がございまして、この間の関連をどうお考えになりますか。この点について第一問でございます。

第二問は、土光会長さんは、臨調の会長であつたと同時に郵政審議会の会長でもあられる由でございますが、この両審議会の答申に若干のそこがあるように見受けられますが、この点をどう御解釈になっておられますか。

第三問、行革の成果について政府が公表をしてはいかがかという提案が委員の一部にございまして、こうしたことについて土光さんはどのように

これを受けとめ、評価をしておられますか。

第四に、文教や福祉といったような国民生活擁護について、臨調答申においてはこれをどう扱っていくか、守っていくか、その基本的なお考えについてお知らせをいただきたいと思ひます。

第五は、かねて臨調は数次にわたつて答申を出しになりましたが、こうした答申と、たゞいまわれわれが審議をしております政府提出の法律案を関連させて考える場合、一体これらの、たゞいまわれわれが審議している法律案を臨調会長である土光さんはどのように評価なさっておるか、お考えか。

この五点についてお答えを願ひたいと思ひます。

○参考人(土光敏夫君) ただいま委員長から御質問がありまして点につきましてお答えいたします。

増税なき財政再建は臨調の基本精神でございます。これは長らく昼夜兼行で審議いたしました。が、全員がこれについては何らの疑念もなかったものであります。その根本問題として増税しないという点を答申の基本としてまいつたのであります。先進国病に陥らないように、当面ぜひ堅持していただきたいというふうに存じます。

第二の、税制調査会からの中期答申でございますが、これは当面の状況に対応した考え方を示したものであらうかと想像するのであります。行革審といたしましては内容を検討するにほ至っておりません。われわれが政府から命ぜられましたものは、行政改革ということでありまして、この行政を本当に、先ほど申しましたように、皆様方の高い御見識から、ぜひ将来に向かって先進国病に陥らないようにぜひ御願ひするという基本問題で全員が一致しまして御答申申し上げたのであります。税制調査会の答申等につきましては、われわれは直接これに対して審議はいたしておりません。今後検討に当たつて、増税なきの基本精神を堅持し、政府においてぜひ検討をお願いしたいと存じます。

第三番目としまして、郵政審の郵便貯金の答申と臨調の関係につきましては、臨調は全行政改革分野を点検したものでありまして、部分的な問題よりは全般をとらえて審議したものであります。そのように御理解願ひたいと存じます。郵政省その他の件につきましては、皆様方あるいは中央政府の十分ひとつ御検討を願ひたいと存ずるのであります。

さらに、政府の行政改革についての評価、点検の方策や、行革と国民生活との関連につきましまして、行革審はこれに参加した委員全員十分いろいろと議論いたしましたのであります。基本的には行革は一挙に完成するにはなかなか大変な問題であるかと存じます。これには皆様方の十分な御理解をいただきます。順次これを日本の国のために御審議いただいて、いい路線に向けていただきたい。いけば一歩一歩、行政改革すべき点があるならば、積極的に皆さん方の御努力によつてこれをそういう方面に導いていただきたいと思うのであります。

その他不十分な点がありましたら、瀬島委員からお願いいたします。

どうもありがとうございます。

○委員長(田中正巳君) 土光参考人には御多忙のところ御出席を願ひ、貴重な御意見をお述べいただきまことにありがとうございます。委員会を代表して厚くお礼申し上げます。

御退席いただいても結構でございます。

○参考人(土光敏夫君) では、私退席させていただきます。(拍手)

○委員長(田中正巳君) それでは、質疑のある方は順次御発言願ひます。稲村稔夫君。

○稲村稔夫君 私どもの行革関連法案を審議するに当たつて、いろいろと参考にするために、きょうは参考人の御出席をいただき御質問申し上げるというところに相なつたわけであります。ただ、たゞいまも土光参考人の御答弁を伺つておりました、ますますちよつとわからなくなつてきている部分があるわけであります。

中曽根総理も大蔵大臣も国会における各種の質問に対しての答弁の中では、常に臨調答申に沿つて行政改革を進めている、こういうふうに出ておられるわけでありまして、しかし現実には、たとえば、たゞいまも出ておりましたが、政府税調の中期答申によりますと、今後増税路線ということが私どもには大きく懸念されるわけでございます。たゞいまの土光さんのお答えでございます。この税調答申については全然検討をしておられないということで、それについての御答弁がなかったわけでありまして、それから中長期にわたつてだんだんと対象も拡大をしていくという方向が出てくるならば、これはまさに増税路線ということになるのではないかとお考へしております。その辺のところをどういうふうにお考へになつておるか、まずお伺ひしたいと思います。

○参考人(瀬島三三君) お答えを申し上げます。たゞいまの稲村先生の御質問は要点は二つじゃないかと、このように理解をいたしました。

第一点は、増税なき財政再建とは何かという問題が一つだと思ひます。それからもう一点は、先般出しました税調の中期答申、これをどう見るか、ことにその中の物品税云々の問題をどういうふうに行革審が見るか、この二点かと思ひます。

第一点の問題でございますが、臨調が申ししております増税なき財政再建というのは、基本的な内容は二つございまして、その一つは、行政改革を推進する、歳出を制度、構造まで踏み込んで歳出の合理化をやる、こういうために増税なしというのとをここにしていこう。たとえて申し上げますと、五十七年度の予算あるいは五十八年度の予算はおおむね増税なしに予算が組まれました。私どもは、政府は増税なき財政再建のこの趣旨で五十七年度、五十八年度の予算が組まれた、このように理解をいたしております。これは一つのこととしてという意味でございます。

それから、もう一つの増税なき財政再建の内容は、先ほど土光さんから申し上げましたとお

り、わが国が将来先進国病にかからないようにわが国の社会の活力を維持していく必要がある。そのためには、ヨーロッパで見られますような国民負担率、ことに租税負担率がどんどん上がっていったのでは必ず先進国病になる。したがって、国民の負担率、ことに租税負担率をできるだけ抑制をしていく、こういう観点からの増税なき財政再建。基本的な内容は以上の二つございまして、そういうふうなものが私どもの考え方、臨調の考え方でございます。

それから、第二点の問題でございます。税調の中期答申でございますが、先ほど土光さんが申しましたとおり、行革審としてはまだ税調の中期答申を詳細に検討いたしておりません。したがって、これについて基本的な意見を申し上げる段階でございせんが、私が税調の中期答申を見ましたのでは、御承知のとおり中期答申は二つを柱にしております。一つは、歳出の合理化、削減ということが一つの柱で、もう一つの柱が、将来のわが国の経済社会の情勢に即して公平かつ適正な税を検討する、この二つの柱が税調中期答申の柱になっておりますが、この線につきましてもは私どもの臨調が考えました方針と基本的には矛盾をしておりませんし、認識はおおむね共通しておる、このように私は理解しております。

お尋ねの物品税問題を行革審としてどう見るかという点でございます。

先ほど私は、増税なき財政再建の基本を申し上げましたが、あの基本の考え方から申し上げますと、安易な増税、増収目的の安易な増税、これはもちろん私も絶対反対でございますが、臨調も税の公平性の確保、直間比率の是正、中以下の所得者のための所得減税、こういう問題も臨調としては指摘をしております。したがって、先ほど申し上げました租税負担率の範囲内におきまして、ただいまのような目的のために一部の税目を修正をする、あるいは実施するということは、基本的に増税なき財政再建と矛盾をしてない、このように私どもは考えております。

○稲村稔夫君　そういたしますと、租税負担率の範囲内でいろいろと物品税の場合には変更があっても、それはやむを得ない、こういうお話でありますけれども、そうすると、その租税負担率というのは大体どの程度に考えておられるのですか。といいますのは、平均的に、全国民でプールをして、全世界でプールをして平均的に見ていくというのと、国民の多数を中心にして物を見ていくという場合で数値の取り方もずいぶん変わってくる面もございませうけれども、その辺のところはどういうふうにお考えになっておりますか。

それからまた、全体的に歳出を縮めていかれるということになるわけでありまして、そういったしますと当然景気等にも重大な影響が出てくるわけでありまして、そういう中で物品税の増額あるいはその対象化品目の拡大というふうなものは、かなり国民生活にも重大な影響を与える、こういうことになってくるのではないだろうか。そうならば臨調で言われる基本理念というものにもとることになるのではないだろうか、そんなふうにも思うのですが、その辺はどうかでございますか。

○参考人(瀬島龍三君)　お答えを申し上げます。ただいまの先生の御質問の第一点でございますが、租税負担率の具体的な数字をどう見るかという点でございます。これは国民の平均所得に対する租税の負担率でございます。国民の平均所得そのものがいろいろ変化をしております。したがって、固定的にこの数字を決めたいとは思いますが、私どもが臨調でこの問題を一応検討の過程で使いました数字は、国民の平均所得に対する租税負担率として約二四％前後という数字を検討の一つの数字として使いました。そのように御理解願いたいと思います。

それから第二点の、物品税が国民の生活あるいは景気対策、経済社会に影響があるのじゃないかという御指摘でございますが、確かにそういう面もありまうかと思いますが、一番その中でも大切でありますことは、やはり先ほど申し上げましたわ

が国社会の活力を失わない、そのためににおける租税負担率に大きな影響を来さないという点を私どもとしては最も重視したいと思っております。

○稲村稔夫君　そういたしますと、臨調の御検討の中では、こうした平均所得ということを中心だけに議論をされたのでございませうか。国民の所得というところは非常に幅の広いところと階層があるわけでありまして、そういう階層へのいろいろな影響というふうなことも、その辺はどういうふうな御検討になったのでしょうか。

○参考人(瀬島龍三君)　お答えをいたします。いま一番重視をいたしました租税負担率との関係の国民の平均所得と平均負担、こういう観点でこれが一番大切だと私も思いましたが、それ以外はやはり配慮をしなければならぬ問題としては、国のGNPとの関連の問題でございまして、それらもあわせて考えて、先ほど申し上げたような増税なき財政再建という基本的な考え方をとったわけでございます。

○稲村稔夫君　時間の関係もございしますので、まだいろいろとこの点についてお聞きしたいところもございませうけれども、要約をいたしますと、大体その租税負担率、平均所得に対する租税負担率の範囲内で部分的には増税ということがいろいろとあってもやむを得ない、こういうふうにお考えになっておられるというふうな受け取ってよろしゅうございませう。

○参考人(瀬島龍三君)　趣旨としては先生のおっしゃるとおりでございますが、さらに厳密にそこを申し上げますと、租税負担率の範囲だから安易な増税を一部でやる、これは私も適当でないと思っております。先ほど申し上げましたとおり、減税あるいは直間比率の是正あるいはその他の国民に必要な目的のために一部の税目を修正する、その結果が一部の増税になる、これは私どもは基本的に矛盾をしない、こういう考え方でございませう。

〔委員長退席、理事岩崎純三君着席〕
○稲村稔夫君　安易な増税はすべきでない、こ

いうお話でありますけれども、これはもう当然のことなことでありまして、すべて安易な増税をしないという基本でやはり物は考えていくと思うわけでありまして、問題は、それが安易であるかどうかというところは、これまた国会の審議の問題にもなっておりますので、その問題はこの程度にさせていただきます。

次に、臨調では民間の活力を活用するという点をかかり重視しておられるわけでありまして、そこで、その民間の活力というのとは一体どういうことなのであるか、こういうことなのであります。で、民間の活力、これもなかなか言葉の意味は解釈の仕方によってはいろいろと出てくるわけでありまして、私はどうも一部の民間の活力というふうな言わざるを得ないのじゃないだろうか、そんな感じがするわけでありまして、わが国の経済はいわゆる二重構造というふうな言われてまいっております。この二重構造のものとていろいろ、大企業といえども中小企業との関連というものなしに経営が成り立っていないといましようか、そういう中小企業が下支えをしているという、そういう経済構造になっていると思うので

す。そういう中で、たとえば最近の六ヶ月決算等の新聞報道等を見ますと、大企業の場合に自動車とかエレクトロニクスとか、そういうようなところはかなりの利益を、増収をしている、こういう状況でありますけれども、その下支えをする中小零細企業というのは、これは様種にも異なりますけれども、非常に多くの部分、特に国内向けのものは大変苦しい状況にあって、倒産も言ってみれば最高を記録する、こういうような状況にあるのではないかと申すのです。したがって、民間の活力と、こう言いますが、私どもは、特定のところにはあるかもしれないけれども、中小零細企業、少なくとも下支えをしている部分には活力がないというのとはちがいないのではないだろうか、そんなふうにも思うのですが、その辺は臨調では御議論になったのでございませうか。

○参考人(瀬島龍三君) お答えをいたします。

先生が御指摘のとおり、わが国経済のすそ野を形成し、基盤をなしておりますのは全国の中小企業であることは仰せのとおりであります。私は、日本商工会議所に関係しております、特にその問題を痛感しております。全国の約五百万の中小企業、これがわが国の経済の支えをしておるというところは、わが国の経済構造における大きな一つの特徴でございます。したがって、臨調におきまして、経済界の中の特定のところを対象にするというようなことは毛頭考えませんでして、中小企業のこと十分踏まえていろいろの意見を提出したわけでございます。

一例を申し上げますと、御承知のとおり中小企業対策費というのが予算の中にございますが、これについては、特に臨調は小規模の零細企業、これについて中小企業対策費の運営で特に配慮するように指摘をしたのでございます。

○福村穂夫君 いま瀬島参考人の基本的なところと言われたところ、この認識はこれは一致している形になりますけれども、しかし、それを具体的にどう見るかというところについて私の方にはよくわからぬわけであります。たとえば、いま中小企業対策費の運営というふうにお話がございますけれども、中小企業対策費の占める割合というのはいきまゝめて徹したものでございまして、しかもこれはいわゆる融資を中心にした対応ということだけではあります、中小企業が抱えているいろいろな根本的な問題、乗り越えられないでいる問題、これをどうするかというところの対策というのはほとんど手が打たれていない、こういう状況だと思っております。そういういたしますと、口では言うのと大変失礼でございますけれども、言ってみれば、考え方としては下支えをしている中小企業を大切にしようというふうな考えられるといたしまして、こういうふうな言っても差し支えないと思うのであります。

特に私は、民間の活力を活用してたとえば電電公社だとか専売公社とかという公営企業を、これを引き受けるということになりますと、それは大きな企業が引き受けるを得ないだろうと思えます。しかし、地方における地方の公営企業の事業というものを、これを民間が引き受けるとなると、ほとんど中小零細企業の分野になってくるものが多いと思えます。その場合に、今度は補助金でも出して運営をそれぞれ援助してやらなければやっけないような状況ということ、中小零細企業というもののについての基盤はきわめて弱いばかりでなくて、そういう大きなところの格差というものが非常に大きいと思う。これが民間の活力の活用ということとでその格差がますます拡大していくという、そういう経済原則がございまして、しょうか。その辺のところはどんなふうにお考えですか。

○参考人(瀬島龍三君) 中小企業問題が非常に重要な問題であり、しかもそれは単なる経済問題でなくて、わが国の社会の活力という観点において非常に重要であるという御意見は私も同感でございます。

ことに最近、大体全国中小企業の倒産件数が千七百件ぐらい毎月起きておりまして、これは社会の安定という観点から私も非常に重要なことであると思っておりますが、実は臨調は、中小企業対策という具体的な問題まで踏み込んで検討をし、あるいは対策を立てるということまでには臨調一年間の間に至りませんでした。そのことは申し上げておきたいと思っております。いざにいたしまして、わが国社会の安定と活力のために、中小企業は非常に重要であるという認識は臨調は十分に持つておったつもりでございます。

○福村穂夫君 中小企業は大事だという認識はあられるけれども、その中小企業対策をどうするかというところについては、そこまではいかなかった、こういうお話なわけですね。しかし一方では、具体的に国鉄であるとかその他の公社等についての言及もされているわけでありまして、それからまた、た

だいまの土光参考人のごあいさつの中でも、地方で行政推進活動を積極的に進めている部分を評価しておられるという部分があるわけでありまして、そして地方では、今度は民間委託であるとか何とかという形で先行している部分、中央よりも先行している部分というものが結構ある。しかもそこにはまた新たな問題がいろいろ出てきていくわけでありまして、そうすると、むしろ経済のすそ野を支えているという中小企業を中心にして、しかも地方の方がそういう形が出てきているというところになれば、むしろその辺のところが積極的に、そちらの方が先にいろいろ議論をされて対策が立てられるべきではなかったかというふうに私は思うのでございます。その辺はずつと検討に参加をしてこられた委員としてどういうふうにお考えになりますか。

○参考人(瀬島龍三君) 中小企業対策という特定の問題を細かく踏み込んで臨調は検討は実はいたしませんでした。ただ、いろいろの問題でございだけ民間に移せるものは民間に移す。ただいま先生が言われました、民間に委託をする、地方のいろいろの仕事について、官なり公なりがやっております仕事をするだけ民間に委託する、こういうことは、一つの地方においては、ことにそれは受けるのは中小企業になります。こういう指摘は臨調はいたしました。あるいはまた、政府の大きな事業である電電公社あるいは専売公社、これらを臨調としては民間化を指摘しておるわけでございますが、その場合において中小企業をできるだけ活用すべきであるというふうな考え方も臨調としては持つておりました。

○福村穂夫君 専売公社とか電電公社等を民間にする場合に、中小企業を活用すべきだというふうにいふ言われましたけれども、それは具体的にどういふことになりますか。

○参考人(瀬島龍三君) これは、これから次の通常国会に電電、専売の改革法案が上がる予定と承っておりますが、これを民間化しますと、たとえて申し上げますと、地方における電話のサービス

というふうな仕事が出てくるわけでありまして、そういうことについてはできるだけ地方の中小企業を活用するというようなことになるかと思えます。この点は電電、専売の改革法案がまだ最終的にまとまらないようでございますが、私も私どもとしてはそのように考えました。

○福村穂夫君 私はそこそこでもまたちょっとひつかかる部分が出てくるのでありますが、中小零細企業が受け持つ部分というのは、そうすると大企業が受けて、その受けた一部を中小企業が子会社なりその他の形で、下請のような形で分担をする、こういう形になるわけでしょうか。

○参考人(瀬島龍三君) そこはまだ固まっていなと思います。私どもとしては、ただいま申しました、たとえば電話の補修とかあるいはサービスとかこういうような問題、専売の場合はたばこの配送というような問題、民間化の方向をたどりますと当然そういう問題が起きてまいります。そういう場合に、いま先生が言われた大企業が受けて中小企業を下請にするか、あるいは中小企業自体がそれを受けるか、この辺はまだどのような見当で進んでおるか、私たまだ承知いたしておりません。

○福村穂夫君 私が聞きをした点、要するに企業が受ける場合に、メリットの大きい部分と、あるいは大したメリットのない部分と、必ず仕事の中にはそういうものがある。しかし、現在の一般的な趨勢から言えば、経済的な力がある者がメリットのあるものをつかみ、そして力の弱い者は結局利の少ないものにありつくしかないという形になる。先ほども申し上げたように、たとえば日本経済全体の中では力のある者といわれる五億円以上の大企業は海外への輸出を中心にしたしまして利益を上げていくことがございますけれども、しかし利益を上げていくにもかかわらず、底を支えている中小零細企業の方は、その利益の恩典になかなか容易にありつけない、こういう形になっているのではないかと。そういうのはきわめて不公平ではないか。むしろそういう形で、

と、やっぱりいまの財政の緊急状態というふうなことから見て、まず金減らしというのを優先的に考えて、それが仕事減らし、人減らしというふうなものに波及していく、こういう考え方はないかというふうに理解をするわけでございます。事実、答申の中にも「予算編成において、いわば極道を断ちつつ、歳出の削減によって財政再建を図る限り、おのずから既存の制度や政策の見直しは不可避となり、そのことが本格的な行政改革の推進につながっていくと期待されるからである」ということが書いてございます。

私はそういうふうに理解をするわけですが、まず、そういう理解が正しいのかどうかということ、私は基本的には行政改革というものは、本来はまず仕事減らし、この仕事減らしの中心は言うまでもなく機構減らしだと思っておりますけれども、そこから始まって、そうして人減らし、金減らしというふうな発展をしていくというのが本来の行政改革のあり方だと思っております。そういう意味では、臨調が今度とられた方針はやや緊急避難的なものであって、本来の行革の順序とはちょっと違っているのではないかと感じるわけなんです。

私は、行革は推進しなければならぬという立場でございます。それから臨調が掲げております増税なき財政再建という考え方も、安易な増税路線に走ろうとする政府をチェックするという意味で非常に評価しておるわけでございますが、しかし、そういうふうなまま金減らしということを考えて、そして行財政の改革ということを考えるということにいたしますと、そこに当然ひずみというふうな問題も出てくるというところは覚悟しなければならぬと思っております。そのひずみというのは、要するに余り金減らしということについて即効性のないような問題はどうしても先送りになる。それからまた、非常に抵抗が強い部分についてはどうしてもなおざりになるという問題が出てくるのではないかとこのように思っています。具体的に言えば、補助金のカットだとかいろいろな冗費

の節約というふうな面は非常に強く出てきますけれども、それが果たして公正にバランスがとれておるかというふうな点には、予算編成の過程でもいろいろ問題が起ころうというふうに思うわけなんです。

それともう一つ、端的に申しますと、中央省庁の統廃合あるいはまた中央省庁の中の内部部局の再編成というふうな問題について、どうも私は仕事減らし、機構減らしという観点から全行方不明になっているというふうに思っています。いま出ております法案を見ましても、中央省庁の数は全然減らないわけではございません。それから中央省庁の内部部局の、八省庁についての内部部局の再編成案を臨調は答申されておりますけれども、その中でも、局のいろいろな看板のつけかえはございますけれども、それはそれで非常に重要だとは思いますが、でも、しかし局の総数は減らないわけではございません。臨調の答申では厚生省の援護局を減らすということが書いてございますけれども、きのうの齊藤行管局長官の答弁ではそれとかなかなか簡単にはいかないような話でございまして、省庁の数も減るのはゼロ、局の数も減るのはゼロというふうに、官僚の牙城であるという中央省庁の機構については、どうも臨調の答申というのは非常に甘いのではないかと。それは金減らしについて即効性がないということと関係があるのではないかとこのように考えるわけでございまして、その辺について基本的な臨調はどう考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○参考人(瀬島龍三君) お答えをいたします。行政全体の簡素化、合理化、効率化、これをどのようにして進めるかという観点からまず見ますと、大きなその問題の柱は二つあると思うのです。一つは行政機関をできるだけスリムにしてい

く、簡素化し、効率化し、合理化するという観点と、それからもう一点は行政が時代に対応できる体質をつくっていくという観点と、民間の経済界で使う言葉で申し上げますれば後ろ向きと前向きと、この二面を持つておる、このように私もは

思っております。

そこで、第一の方につきましては、やはり先ほど先生が申されましたとおり、てこととしてお金で締めていくという方が実行しやすい、このように思いました。御指摘のとおり、まず事務を減らす、それから組織を減らす、人を減らす、お金を減らす、こういうことが確かに順番でございまして、そのこととしてはやはりお金で兵糧攻めにするのが一番現実的であるという私どもは考え方をとりました。

それから第二の、時代に対応する体質をつくるていくという観点で、これは特に中央省庁の内部部局に關しましては、その考え方を主体としてとりました。先ほど申し上げましたとおり、中央省庁の内部部局で時代に対応してない省庁がござい

ます。縦割りを横割りにすべきであるとか、いろいろ指摘をいたしました。考え方としてはたまたま申し上げましたが、そういう二つの観点でこの意見を出したわけでございまして、決して金だけ減らしていく、金減らしだけだという考え方ではございません。

○和田教義君 ただいま大体のお考えわかりましたけれども、現実には法案として出てきている内容を見ますと、私はその機構減らし、仕事減らしというのは、少なくとも中央省庁の組織に関する限りはほとんどメスが入ってないというところを指摘したいわけでございまして、その点について、まあ今度の改革法案は第一歩であるということ、先ほども土光会長はおっしゃられましたけれども、私も行革というものは一朝一夕に完成するものではないと思っておりますけれども、それにしても余りにも民間の減量経営ということに比べると甘過ぎるのではないかとこのように思うわけでござい

ます。〔委員長退席、理事上條勝久君着席〕そこで、いま政府がやっているこの行革の進め方というふうなものについて、国民は、一体仕事減らし、機構減らしあるいは人減らし、金減らしというふうな問題について、どの程度まで成果が

上がったのかさっぱりわからないという声が強いわけでございまして。そういう点について、私は政府にもそういうものを一目でわかるような一覧表を出せということを言っているのですが、政府がさっぱりそれはうんと言わないわけなんですけれども、行革審としてそういう仕事をやらせて、国民にPRをする、行革の必要を訴えるという意味でもそういうことをやることは非常に重要ではないかと思うのですが、さっきの土光さんの御答弁では、委員長に対する御答弁でもその点ははっきりしなかったわけではございますが、瀬島さんとしてはどうお考えでございましょうか。

○参考人(瀬島龍三君) 先ほどの先生の御質問で一つ答えに追加をさせていただきますが、中央省庁の内部部局の改編問題ではスリム化という点が不徹底であるという御意見でございしますが、私どもは、先ほど申し上げましたとおり、中央省庁はまず時代の変化に対応できる内部部局をつくるべきだという点を主体にして意見を出したのでござい

ますが、省庁に關連しております附属機関並びに御承知の地方支分部局、ブロック機関だけでも二百ぐらいございまして、都道府県までいきましたと八百ぐらいございまして、もつと先へいきますと六千ぐらいございまして、これにつきましては、御承知のとおり地方支分部局については相当厳しいスリム化と申しますが、これは提案をいたしております。その点を先ほどの答へに追加をいたしておきます。

それから、行政改革の実施の状態を国民にもつとつと具体的に公表すべきだという点でござい

ますが、これにつきましては私どももそのような感じを持っておりまして、行革審としてこの点をどのように実行して実施するか、これはただいま検討いたしておりますところでござい

率の見直しだとか、そういう税目のバランスというふうな点については、たとえば間接税が事実上増税になるというふうなことはあり得るだろうというお話でございました。

それはそれでわかったのですけれども、臨調はもう一つ最終答申の中で、租税負担率という考え方のほかに、対GNP比の国民負担率という考え方を導入されておられるわけでございますね。そして租税負担と社会保障負担を合わせた全体としての国民負担率は現在大体三五〇程度だけれども、それよりは上昇することとなるざるを得ないが、徹底的な制度改革の推進によって、現在のヨーロッパ諸国の水準、これは大体五〇〇前後、それよりはかなり低位にとどめることが必要である、こういうことが書いてございます。そうすると、租税負担率は余り上げないけれども、社会保障に対する国民負担率というふうなものはこれは上げざるを得ない、そして全体の国民負担率はいまよりは上げざるを得ない、しかしヨーロッパよりは低いものとどめる、こういうお考えでございますか。

○参考人(瀬島龍三君) 御指摘のとおり、国民の平均所得に対する平均の国民負担率という問題、その内容は、一つは租税負担率であり、一つは社会保障負担でございます。こういう基本的な考え方に基づいたわけでありまして、これは私も臨調だけじゃなくて、世界の各国ともそういうとらえ方をしておりますので、世界の例にならうという取り扱ひ方をしたわけでございます。

ただいまお話しのとおり、ヨーロッパの先進諸国がなぜ先進国病にかかっていったかという問題につきましてもいろいろ調査をいたしましたし、また各界の御意見も承りましたが、結局は国民の負担率がどんどん上がっていき、端的に申し上げまして、働くよりも失業保険をもらおうという、これが先進国病のやほり一番起ころいであり、その傾向を生んでおる一番大きな要因でございます。したがって、わが国としては、社会の活力を維持して絶対に先進国病にかからないと

いう観点から見ますと、この国民の負担率をヨーロッパの水準よりもかなり低いところに抑えておかなければならぬという考え方を私もとったわけでございます。

そこで、そういう観点から租税の負担率は極力上げないということは、これはまず一つでありまして、社会保障負担の問題でございますが、これは先生も御承知でございますが、いまから一九九〇年代から二十一世紀のその時点をよく見ますと、わが国の年金、医療、この社会保障が非常に急増していく傾向にあります。九〇年代以降でございまして、そこで、それじゃこれを絶対にいまいが、いま社会保障負担は大体約一〇〇でございまして、これをここでびしゃっと抑えてしまおうということが可能かという問題でございます。いまは可能なんでございますが、ただいま申し上げましたとおり、九〇年代以降を見ますとそれは非常にむずかしい。

そういうようなことから、私も、それじゃそれを九〇年代以降に幾らで抑えるかという問題、これはそのときのわが国の国民所得がどうなるか、あるいは経済の問題がどうなるか、あるいはあるいは政府、国会がそのときまでにお国の社会保障制度をどのように改革されるか、そういう不定の要素がいろいろあるわけでございます。結局国民負担は現状どおりという、そういう言葉は書けなかったわけでございます。しかし、ヨーロッパの水準よりもかなり低いところに抑えるべきだという、そういう表現で答申をした、このように御理解を願いたいと思っております。

○和田教美君 二日ばかり前の新聞報道にございましたけれども、行革審の審議状況を書いた記事でございましたけれども、二十一日の会合で、政府の行革、今度の法案だけじゃなくて行革全体の進め方についていろいろ検討をされた。その中で特に特殊法人の整理という問題と、それから情報公開、この問題の政府の取り組みが非常におくれているという意見が出された、こういう記事が出ておりましたけれども、それはそのとおりでござい

ますか。瀬島さんはその点についてどうお考えでございましょうか、最後にお伺いしたいと思っております。

○参考人(瀬島龍三君) 行革審は、ただいま臨調が出しました答申を基準にいたしまして、政府の取り組み方あるいは各省庁の取り組み方、そういう問題を突いていろいろ検討いたしております。また、それが行革審に与えられた任務だと私も思っております。

そういう観点で、ただいまの新聞を私読んでおりますが、情報公開の問題あるいは特殊法人の問題等も意見がございました。ただ、特殊法人の問題につきましては、御承知のとおり五月二十四日の政府の行革大綱で、臨調が指摘しました医療金融公庫の統合とか、あるいは文部省所管の国立競技場の統合でありますとか、こういう問題は五十九年度中に実行する。そのための法案は通常国会に出すというのが五月二十四日の政府の行革大綱に書かれております。あるいは農林中金の民間法人化、これはいまから三年以内にやるというふうなことも行革大綱に決められております。したがって、目下政府は特殊法人の臨調答申に基づく実行について検討しておる真つ最中だ、このように私も理解いたしております。

それから、情報公開制度の問題につきましても臨調は指摘をしたわけでございますが、この問題はやはり公開に至るまでの準備が相当かかります。そして公開する条件を整備することが必ず必要でございますが、これにつきましては目下政府でいろいろ準備作業を進めておられるというふうな私どもは理解いたしております。

○理事(上條勝久君) 中野明君。中野明君、どうも御苦勞さまで。

私、二点だけお尋ねしたいのですが、今回の行革関連の六法案の中で、いわゆる国家行政組織法の改正、これは非常に重要な改正ということで議論を呼んだわけですが、いわゆる立法府の行政府に対する関与、監督権という問題につきまして私

ども非常に遺憾に感じておりますのは、臨調が行政府、いわゆる官僚の意見は毎日のようにお聞きになったと思うのですが、

〔理事上條勝久君退席、理事長田裕二君着席〕

このような二十年來の議論になっております、特に中曾根総理は往年はわれわれと同じ主張をしておられたわけですが、そのような重大な改正の意見が出るのに、いわゆる立法府の御意見を余りお聞きになったように私ども理解してないのですね、やはりこういう問題は立法府の御意見もお聞きになる方がよかつたんじゃないだろうか。結果として修正はできました。ですから、二点、いまの立法府の意見をなぜお聞きにならなかったかという点と、修正に対する評価といいますが、この二点を最初にお伺いします。

○参考人(瀬島龍三君) 第一点の問題でございまして、国家行政組織法の一部改正は国会の権限に關連しておるという御指摘、そのとおりでございます。ただ、私もとしましては、御承知のとおり答申を最終的にまとめる前に、各党の皆さん方とそれぞれ党ごとに考え方を申し上げて御意見を聞いたわけでございます。これは第一次も第二次も第五次も、答申を最終的に臨調としてまとめる前に各党の御意見を承りました。そういう観点で、臨調としては国会の御意見、立法府の御意見をというふうなことは実はいたしませんでした。各党だけでなくて、各界の御意見も臨調答申をまとめる前に全部伺ったのでございます。

ただ、国家行政組織法の弾力化問題につきましては、御承知のとおり臨調も国会に報告する方がよいというふうな答申で書きました。先般、衆議院でそれが修正されました。臨調の指摘のようになったことは御承知のとおりでございます。○中野明君 それからもう一点は、臨調の第四部会長でしたか、加藤寛さんが福沢諭吉さんの「学問ノス、メ」という本を引用されているという意見を述べておられるのですが、この三つの提案で、いわゆる国際化を進めて官民の協調関係をつく

り、そして地方分権を進めるといふ福沢さんの持論、これが第二臨調の、土光臨調の哲学と同じである、このように本人は核心を述べておられるのです。きょうの会長のお話の中で、そういうふうに取りえないこともないのですが、わりあい二つのことは強調しておられるのですけれども、地方分権ということについて非常にごあいさつの中では弱く、私に受け取ったのですが、瀬島参考人の地方分権についての御意見を聞きまして、私質問を終わりたいと思います。

○参考人(瀬島龍三君) 加藤教授のその本は私読んでおりませんのでわかりませんが、臨調といいたしましては、一つの行政改革の改革案をまとめる思想として、これは思想としてお聞き願いたいのですが、一つは官より民へ、中央より地方へと、こういう思想が臨調の一つの思想でございませう。そういうことで、地方分権という問題につきましても非常に重視をいたしましたことは事実でございます。

○理事(長田裕二君) 神谷信之助君。
○神谷信之助君 神谷です。

きょうの土光会長のお話の中でも、増税なき財政再建ということを非常に強調されているわけですね。そうすると、国民の方は、これは増税はやらずにいまの国の膨大な赤字財政を立て直してもらえんだ、これはいいことじゃないかということになるのです。ところが、実際それじゃそういうことになるのかどうかというと、きょうも瀬島参考人おっしゃっているし、あるいはまた衆議院の行革特の中でも瀬島参考人が、一部の税目に増税または増収があっても、それは基本的に増税なき財政再建とは大きな矛盾がない、言うならば租税負担率の枠の中であれば直間比率の見直しはいいのだと、こういう御意見のように拝聴しておるのです。

そうしますと、今度の先日出ました税調答申ですね、提出した後の記者会見で小倉会長が、減税するならば一方で増税をし、結局差し引いて増収に

なるようにしなきゃならぬのだというようにおっしゃっているわけですね。具体的には、減税はやる、しかしその所得税、住民税の減税でも、最低税率の方は上げて最高税率の方は下げるのだ、あるいはまた、先ほどから話が出てくる物品税、酒税、自動車関係諸税等々、いわゆる間接税は引き上げる、それで減税の財源は穴埋めする。もちろん歳入カットもあるでしょうけれども、言うなればそういう方式を強調されてきているわけですね。

それで、これは先ほどの瀬島参考人のお話で言えば、租税負担率そのものを上げないのだから、それは臨調の答申の枠内だと、こうなります。

そうすると、これは現実には低所得者層にとっては、所得税の減税一部にはあるけれども、最低税率は上がります。一〇％を二二％にするとかいう問題がある。それから大衆課税、間接税は大衆課税ですから、これは上がる。だから実際は低所得者層にとっては逆に増税になる。私どもの計算でいきますと、大抵年収四百万円ぐらいのところ

が分水嶺ですね。それ以上のところは結局差し引き増税になる。それ以上のところは、所得水準が上がれば上がるほど大幅な減税になる、こうなるのです。そうすると、国民の方では、増税なき財政再建とおっしゃると、それをまともに受けて、おれには増税はないんだと勤労者はそう思っている、庶民大衆はそう思っている。ふたをあけたら増税じゃないか、差し引き増税。そうしてそれは臨調答申の枠の中だと言ったら、だまされたような感じでしょう。この点は一体どういうお考えなんですか。

○参考人(瀬島龍三君) 先ほど申し上げましたとおり、税調の中期答申の具体的な内容は私どもよく検討しておりますし、よく承知しております。それからもう一つは、五十九年度予算がどういうふうに組まれるのか、これはまだ私どもも政府の方から聞いておりません。したがって、いま先生が言われました個々の問題について、

て、いまこれは臨調の増税なき財政再建と反するとか反しないとかいうことをお答えすることは私自身むずかしいのでございますが、私どもの考えであります増税なき財政再建というのは、一つは安易な増税はしてはならない、二番目は、一方において歳入の徹底的な削減を構造、制度まで踏み込んでやる、この二つの前提のもとに、一つの減税なら減税、直間比率は正なら正というために一部の税目の修正をやって、その結果一部の増税的なものが起きて、それは増税なき財政再建の基本には矛盾しないという考え方でございます。

○神谷信之助君 もちろん来年度予算がどういう形になってくるかわかりませんが、その点で簡単に意見を述べるわけにはいかぬとおっしゃるのはわかりますけれども、しかし、臨調の言う増税なき財政再建という中身で、一つは歳入の大幅なカットをやれ、同時に租税負担率は上げるな。しかし直間比率の見直しはよろしい。直間比率の見直しは、実際問題として、いま言いましたように所得の少ないところで、私先ほど挙げました四百万までの所得層という大体七五〇前後の世帯になりますね、言うならばそれほどの大多数の国民に結果として増税をもたらす。しかしそれで臨調のおっしゃっている枠の中にあるのだと、こういうことになるのでしょうか。それとも、そんなひどいことまでは考えていないんだ、こういうことなんですか。

○参考人(瀬島龍三君) 私どもの立場でそのような結果になってはならないと思っております。

○神谷信之助君 そういう点で、国民が期待している行政改革というのは、簡素で清潔で、そして効率的な民主的な行政をつくってほしいというところだろうというようにわれわれは思っているのですが、その点で言いますと、特にこの国会でも田中問題というのは大変問題になっているのですけれども、日本の政治にどうか、行政も含めて汚職構造、こういったものについてメスを入れなかつたのは一体どういうことでしょうか。

○参考人(瀬島龍三君) 臨調は政治の分野には入

っておりません。あくまで行政全体の中の行政の改革に関して検討したわけでございます。政治分野には入っておりません。

○神谷信之助君 しかし、行政機構の中にも政治的腐敗を生む構造があるわけでしょう。たとえば談合入札問題ですね。これで会計法で例外とされている指名契約方式を当然の前提として現実にやられておる。そこいらんなまた腐敗が起ころおるわけですね。だから、会計法原則である一般競争契約によるべきだというような指摘をしようとするべき問題だ。あるいはまた、国会でもしばしば問題になっていますが、天下りとか天上がりとか、あるいは各種審議会の委員人事、参事、顧問などの人選などを通じて、人事を介したそういう政財界の癒着、こういったものも指摘をしてきたところですが、こういったものを抑えるといえますか、防止をする、そういう措置も可能ですか。ところが、臨調がいままで出されてきたのは、そういう点ではいまだメスを入れないといえますか、触れておられない、ここに一つ私は大きな不満があるのです。

そこで、さらに私は、行政機関というのはまた国民の暮らしを豊かにするといえますか、守るといいますか、あるいは民生の安定といえますか、それに役立つようなものでないか、それとも、そういう立場からいうと、自立自助の精神を強調されるのは、一面、頭から私は否定するわけじゃないんですが、しかし同時に、今日まで憲法に基づく社会保障なりいろいろな諸施策というものを、検討することはいいにしても、それをどんどんどんどん削っていくという点については私は疑問を持っています。

そこで聞きますが、たとえば私学助成を一〇％減らすとか、あるいはまた健康保険の本人負担が二割ふえるとかいうようなものは、これは臨調答申に沿った施策だと言いうことが出来るのかどうか、この点お聞きしておきたいと思っております。

○参考人(瀬島龍三君) 先ほどの私のお答えに一

つ追加をいたしますが、行政分野の中における倫理性の問題、これは臨調も指摘しております、特にその中で公務員のあり方という問題において、これは行政公務員のあり方について強く指摘しております。それはお答えに追加しておきます。

それから、ただいまの問題でございますが、結局変化にどう対応して質の改善をしていくかという観点です。ただいまの文教関係あるいは社会保険関係、福祉関係、こういう問題において体質をどう変えていくかという観点においていろいろの意見を提出しました。

○神谷信之助君 最後になります、たとえば公務員が多過ぎるとおっしゃるのだけれども、それでまた事実多過ぎる面もあるし、簡素化を図らなきゃならぬ面もあると思いますが、たとえば昭和四十二年に比べて自衛官は約二万一千人ふえています。その自衛官を除く政府の行政職員というのは逆に約五千人減ってきているわけですね。それで、この国会ですらに防衛二法案が出て、自衛官はまた約二千人増員のものが出てきています。それで、先ほども出ていましたが、こういう軍事費の面についてはメスを入れない、この点に非常に大きな批判があります。

アトランチック研究所の行いました日米欧の九カ国の世論調査、これを見ましても、国際的にも軍事費を減らせという要求、声というのが半数を超えています。それからまたNHKの世論調査でも同様です。あるいは国会にも、軍事費を削って国民の暮らしに回せという、そういう請願なり署名というのは数十万寄せられてきていますし、大きな声になってきている。そういう国民の声にどう臨調はこたえていかれるか、その点には背を向けておられるのではないかと気がするのですが、その点いかがですか。

○参考人(瀬島龍三君) 臨調は、行政すべてにわたっていわゆる聖域を設けずに全部検討いたしました。したがって、いまお話しした防衛問題につきましても、防衛の政策のあり方、これは臨

調はこの問題について検討しませんでした。ということは、国家の非常に最高の政策に類する問題でございますので、防衛の政策並びに外交政策、こういう政策については臨調としては触れませんでした。しかし行政改革という観点におきまして、防衛問題につきましても指摘をいたしました。たとえば申し上げますと、施設周辺対策費をもっともっとこれは効率化すべきであるとか、あるいは国防会議をもっと活性化すべきであるとか、あるいは防衛力の整備に当たってもっと重点化と効率化をすべきであるとか、そういうふうな指摘をいたしました。外交につきましても同じでございます。

○理事(長田裕二君) 伊藤都男君。
○伊藤都男君 きょうは大変ありがとうございます。

私も民社党でございます。臨調答申を高く評価をしております。そして臨調答申と比べて、提案されている政府の原案と、いろいろについては非常に不満な点もあるわけですが、しかし行革の第一歩としてこれは賛成しているところ、こういう立場でございます。そういう立場から四点につきまして御質問を申し上げたいと思います。

第一点は、一次から五次にわたる答申を出されたわけでございますけれども、政府のこの間における行革実施状況をどう評価されておられるのか、臨調の答申を出された立場から満足されておられるか、それとも不満なのか。不満とすればどういふ点が一体不満なのか、その点をまずお伺いしておきたい。

○参考人(瀬島龍三君) 臨調がただいまお話しのように五回の答申をいたしました。二年間に五回答申いたしました。その中の第一次の答申、増税せずに五十七年度予算を組むというのを主目的にした第一次答申、それから許認可の簡素化、これが第二次答申でございます。それから第四次答申、それは政府の答申実行をフォローしていくために新しい機関をつくるべきだ、現在の行革審で

ございまして。答申の五つのうちの三つはおおむね実行されたと思っております。

問題は、残っておりますのが第三次と第五次のこの二つの答申でございます。この二つの答申がむしろ行政改革の本格的なものでございまして、その第一歩が今回国会に提出されております法案でございます。これらを通じて、行革審といたしましては、政府は行政改革につきましてもはかたい決意を持って臨んでおられるというふうな私どもは見えております。二回にわたって行政改革大綱を決められましたし、現実の問題として臨調の答申に基づいて五十七年度の予算、五十八年度の予算はきわめてシビアな予算を組まれた。国会もこれに、政府のこの姿勢によく協力されたというのがただいまの御質問に対する私どもの見方でございます。

○伊藤都男君 そこで、先ほどもお話しがございましたが、地方支分部局の整理ですね、瀬島参考人は厳しいスリム化を提案したということをおっしゃるが、確かに基本答申におきましては、この合理化の基準を数々示しながら相当厳しい見直しを提案されている、こういうふうに私は思うわけですね。それから許認可の整理の問題も、しかしだと思っておりますが、しかしそれを具体的に示した最終答申ですね、これについては基本答申とかなり後退しているのではないかと、こういうふうに思っております。

たとえば地方支分部局については単なる看板の書きかえにすぎないというふうな面もありますし、それから許認可の整理も、一万件に上る許認可の整理、わずかに今回は二百二十二件だ。こういうことでございまして、そういう意味で、きわめて不十分な答申に最終的にはなってしまったのではないかと、こういうふうに思うのですが、その原因が一体どこにあったのだらうか。恐らく官僚の激しい抵抗によって後退したのではないかと、こういうふうに私どもは考えておるわけですが、その点について、どのような原因があつて基本答申と最終答申の間に大きなずれが生じたのか、

か、その点をお伺いしたいと思います。

○参考人(瀬島龍三君) 第三次答申と第五次答申とが非常にずれているというお話でございますが、私どもとしてはそのように思っております。第五次の最終答申はそれまでの答申を全部包含した答申でございますので、そのようなことはないと思ひます。

それから、地方出先機関の整理問題でございますが、たとえば申し上げますと、行政管理局の地方行政監察局とか、あるいは公安調査庁の地方公安調査局とか、あるいは大蔵省の財務部とか、これらは御承知のとおり全国の府県単位に皆あるわけでございますが、これらは基本的に廃止をするというのが臨調の基本的考え方でございますが、ただ、ごく小規模の事務所は置いて行政の空隙を起さないように、そういうふうな配慮はいたしました。

それから、許認可の整理の数が足りないという御指摘でございますが、この問題は率直に申し上げますと、二年間の間に一万件の法律を洗って、そこまで実施問題として手が及ばなかった、一万件全部を洗い終わるというところまでいかなかったというところはひとつ御了承願いたい。しかし、あの中での国民生活に関係するもの、あるいは自動車、車の車検とか運転免許証とかいう国民生活に関連するものとか、あるいは現在のわが国の情勢で輸入に厳しく輸出に緩な許可認可とか、こういうようなものは刻下の情勢に即応しておりませんので、そういう問題を一万件の中からピックアップして、これを通じて改革の意見を出したと、このように御理解をお願いしたいと思います。

○伊藤都男君 第三点に、総務庁の設置の法案に関連をしてお伺いしますが、今度のこの設置法案によりまして、現在の総務府統計局、これを二分割してしまふ。調査企画部門は総務府に置いておく。付属機関として統計センターということでお製表部門は分けてしまふ、こういう提案になっておるわけですが、私はこの二分割法案は統計行政を確実に混乱させていく、統計行政の円滑かつ効

容を申し上げた、そのように御理解願いたい、こう思います。

○野末陳平君 それから臨調の答申を拝見いたしますと、各論反対がおそらく相当出てきてなかなかこの実行はむずかしいだろうと率直に思うわけですから、その場合にも、これは私の個人的持論なんです、ほかの一つ覚えみたいなんですが、やはり行革と叫ぶには、この議会のぜい肉落として、これは絶対同時にやらなきゃならないことで、そこで理解を得られなければ各論反対はもうこれは抑え切れない、こう思ったりしているのですね。

そこで、その議会のぜい肉落としについて臨調にどういうような表現が出てくるかと思っておりますが、意外とこれが余りありませんで、自発的な改革に努力をせよという程度で、何か物足りないというか、もっと厳しい注文がついてよかったと思っているのですね。これは国会に遠慮なさってこういうことになったのか、それともほか何かあったのか、その辺のところをちょっとお聞かせ願って、その後もう一、二問。

○参考人(瀬島龍三君) 臨調は、臨調設置法の法律によりまして、行政の範囲というふうに決められております。したがって、立法院の問題について具体的な意見を臨調として提出する筋でなかったわけでございます。ただ、臨調としては、特に一日臨調等で地方に参りますと、必ず出ますのがまず政治改革、というのは地方の皆さんが必ず私どもに言われたことでございます。そういう点もございまして、答申の中にいまま先生御指摘の、国会は自発的に国会自身でいろいろ改革をやってほしいという希望を入れたわけでございます。

○野末陳平君 よくわかりました。それでは、臨調の中のいろいろな意見、あるいは地方でいろいろ国民から聴取なされた意見の中で、特に参考人がこれは国会にひとつ忌憚ない意見として、あるいは注文をつけておきたいというようなことがございましたらば、二、三それをお聞かせ願いたいと思うのですが。

○参考人(瀬島龍三君) ただいま申し上げましたとおり、臨調として、あるいは行革審として、政治の改革と申しますか、あるいは国会の改革という問題を取り上げておりません。したがって、以下私がお答えいたしますことは、私個人というふうな御理解願いたいと思います。

まず一つは、行政改革という観点におきまして国会にお願いしたいと思うのでございますが、わが国の行政改革は二十一世紀の展望を開くためでございますので、これは行政府と立法院と国民が本當に一体になってこれを進めなければならぬか、実現はむずかしいのではないかと、こういうふうな思いをします。そういう観点で、国会におかれましては、今回の行政改革については、いまより以上にこの実現について御努力をお願いしたいという気持ちを持ってまいります。今回のこの臨時国会にかかっております行政改革法案だけでなく、すぐ五十九年度予算編成、予算の問題、さらに通常国会が始まりますれば電電公社、専売公社の改革、地方事務官の制度の問題、また、来年の後半以降になりますれば当然国鉄の改革の問題が国会に提出されると思いますが、これらにつきまして国会に、ぜひ国家の将来のためにこの行革の推進について御努力をお願いしたい、こういう気持ちでございます。

また、もう一つの、国会御自身の改革の問題、これはいろいろの意見があると思いますが、何よりもまず、本當に国民の一人として率直にお願いさせていただきますれば、国会はわが国の国権の最高機関でございます。最高機関であるということは、一面において国家と国民の運命に対して最高の責任を持つておられることでございますので、この上とも国会におかれましては、本當に国会の構成なり、あるいは国会の運営なりにつきまして、口幅ったいことを申し上げますが、自発的に改革を願ひまして、より国民の信頼を受けて推進されますようにお願いをしたいと思います。これは国民の一人として、御質問でございましたのでお答えいたします。

○理事(長田裕二君) 瀬島参考人には、御多忙中のところ、長時間にわたり御出席を願ひ、貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼申し上げます。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十九分散会